船舶局無線従事者証明の申請者に対する訓練の実施

電波法（昭和25年法律第131号）第48条の２第２項第１号の訓練の実施について、無線従事者規則（平成２年郵政省令第18号）第60条第２項の規定により、次のとおり公示する。

平成 22 年 10 月 26 日

総務大臣　片山　善博

1　訓練の実施期日及び時間　平成23年１月25日（火）から同月27日（木）までの３日間、毎日午前９時から午後４時まで

2　訓練の実施場所　〒185―8795　東京都国分寺市泉町２―11―16　総務省情報通信政策研究所

3　申請書（訓練を受けることとなる者の船舶局無線従事者証明の申請書をいう。以下同じ。）の受付期間及び来庁時の受付時間

⑴　受付期間　平成22年11月１日（月）から同月30日（火）まで。

なお、郵送により申請書を提出する場合は、平成22年11月30日（火）までの消印のあるものに限り、受け付ける。

⑵　来庁時の受付時間　午前８時30分から午後５時15分まで（午後０時から午後１時までを除く。）。

なお、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

4　申請書の提出先　申請書は、合格した無線従事者国家試験の受験地等を管轄する次の総合通信局又は沖縄総合通信事務所へ提出すること。

提出先	所在地
北海道総合通信局	〒060―8795 北海道札幌市北区北８条西２－１－１　札幌第１合同庁舎
東北総合通信局	〒980―8795 宮城県仙台市青葉区本町３－２－23　仙台第２合同庁舎
関東総合通信局	〒102―8795 東京都千代田区九段南１－２－１　九段第３合同庁舎
信越総合通信局	〒380―8795 長野県長野市旭町1108 長野第１合同庁舎
北陸総合通信局	〒920―8795 石川県金沢市広坂２―２―60　金沢広坂合同庁舎
東海総合通信局	〒461―8795 愛知県名古屋市東区白壁１―15―１　名古屋合同庁舎第３号館
近畿総合通信局	〒540―8795 大阪府大阪市中央区大手前１－５－44　大阪合同庁舎第１号館
中国総合通信局	〒730―8795 広島県広島市中区東白島町19―36
四国総合通信局	〒790―8795 愛媛県松山市宮田町８―５　日本郵政グループ松山ビル６Ｆ
九州総合通信局	〒860―8795 熊本県熊本市二の丸１―４
沖縄総合通信事務所	〒900―8795 沖縄県那覇市東町26―29―４Ｆ

5　その他

⑴　訓練を受ける者が多い場合は、上記以外の期日にも行うことがある。

⑵　証明書の郵送を希望するときは、申請書を提出する際に、所要の郵便切手をちょう付した返信用封筒を添えること。

⑶　申請書を提出する際に納めなければならない手数料の額は、2,450円である。

⑷　この訓練を受ける者が納めなければならない手数料の額は、19,900円である（別途交付する納付書により納付すること。）。

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

大阪労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大阪府鉄鋼業最低賃金（平成20年大阪労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 10 月 26 日

大阪労働局長　西岸　正人

第４号中「１時間841円」を「１時間846円」に改める。

附　則

この決定は、平成22年11月30日から効力を生ずる。

大阪労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大阪府自動車小売業最低賃金（平成20年大阪労働局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 10 月 26 日

大阪労働局長　西岸　正人

第４号中「１時間813円」を「１時間818円」に改める。

附　則

この決定は、平成22年11月30日から効力を生ずる。

兵庫労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金（平成20年兵庫労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 10 月 26 日

兵庫労働局長　白川　欽也

第４号中「１時間862円」を「１時間869円」に改める。

附　則

この決定は、平成22年12月１日から効力を生ずる。

兵庫労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、兵庫県自動車小売業最低賃金（平成20年兵庫労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 10 月 26 日

兵庫労働局長　白川　欽也

第４号中「１時間805円」を「１時間811円」に改める。

附　則

この決定は、平成22年12月１日から効力を生ずる。

兵庫労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金（平成20年兵庫労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 10 月 26 日

兵庫労働局長　白川　欽也

第４号中「１時間791円」を「１時間796円」に改める。

附　則

この決定は、平成22年12月１日から効力を生ずる。

資　料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

十月十一日（金）

○一般案件

一、モンゴル国大統領ツァヒャー・エルベグドルジ閣下及び同令夫人の公式実務訪問賓客待遇について（了解）（外務省）

公　告

諸　事　項

押収物還付公告の取消

行橋区検察庁検察官

下記の押収物還付公告は、取り消す。

記

平成20年10月３日官報（号外第218号）16ページ２段掲載平成20年検第344号窃盗被疑事件（平成20年領第168号）

平成21年５月13日官報（第5068号）12ページ３段掲載平成20年検第58号窃盗被疑事件（平成21年領第45号）